

供託のご案内

■ 供託業務

供託とは、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。ただし、供託が認められるのは、法令（例えば、民法、会社法、民事訴訟法、民事執行法、公職選挙法等）の規定によって、供託が義務付けられている場合または供託をすることが許容されている場合に限られています。

具体的には次のような場合は供託が認められます。

- 大家さんから、急に家賃を値上げする！と言われ今までの額の賃料の受領を拒否された場合
- 従業員の給料が差し押さえられた場合
- 裁判所から担保を立てるように命じられた場合
- 市町村長や市議会議員に立候補する場合 など

山形県内では、以下の法務局で供託業務を取り扱っています。

供託所一覧

供託所	〒	所在	電話	供託金納入場所(注)
山形地方方法務局 供託課	990-0041	山形市緑町1丁目5-48	023-625-1618	供託課 窓口
寒河江支局	991-0025	寒河江市八幡町7-12	0237-86-3258	山形銀行 本店営業部
新庄支局	996-0088	新庄市桧町11-1	0233-22-7528	山形銀行 新庄支店
米沢支局	992-0012	米沢市金池7丁目4-33	0238-22-2148	山形銀行 米沢支店
鶴岡支局	997-0047	鶴岡市大塚町17-27	0235-22-1003	荘内銀行 本店
酒田支局	998-0011	酒田市上安町1丁目6-1	0234-25-2221	荘内銀行 酒田中央支店

(注) 供託金の納入場所については、上記一覧表のとおりですが、供託される方の御都合に合わせて、電子納付や振込みの方法によることもできますので、申請の際、お選びください。

供託は直接窓口で手続きしていただく方法のほか、オンラインや郵送による申請でも受け付けています。

なお、供託の種類(弁済供託、保証供託)によって、取り扱う供託所が異なりますので、最寄りの供託所にお尋ねください。

より詳細な供託手続の情報については、

供託ねっと

検索

供託ねっと <http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>

をご覧ください。

■オンラインによる供託手続のおすすめ

オンラインによる供託の手続では、「[供託かんたん申請](#)」と「[申請用総合ソフト](#)」を用いた二つの申請方法をご用意しています。

●「[供託かんたん申請](#)」

- ☑ インターネットができるパソコンがあれば、すぐに申請が可能です！
面倒な環境設定は不要です！
- ☑ 供託所に行かなくてもオンラインで申請することができます！
- ☑ 申請書の作成・送信は、月曜日から金曜日までの8:30～21:00までの間できます！
- ☑ パソコンに入力してそのまま申請することができます！
- ☑ 供託の申請であれば、電子署名が不要です。
供託金の払渡請求は、電子署名が必要となりますので、「[申請用総合ソフト](#)」を利用してください！

※添付する書面(委任状など)がある場合は、オンライン申請後、供託所の窓口で提示又は供託所に送付することが必要です。

※供託書正本は、書面のものを供託所の窓口又は郵送で受け取ることになります。

●「[申請用総合ソフト](#)」

- ☑ 供託所に行かなくてもオンラインで申請することができます！
- ☑ 申請書の作成は24時間可能！(送信は月曜日から金曜日までの8:30～21:00まで)
- ☑ 添付する書面の情報を、申請用総合ソフトからオンラインで送信可能！
- ☑ 供託金払渡請求書等の電子署名が必要な申請が可能！
- ☑ 供託書電子正本の受領が可能！

より詳細なオンライン供託手続については、

供託ねっと

検索



供託ねっと <http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>

をご覧ください。